

厚生文教常任委員会

令和4年12月13日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年12月13日(火) 午前9時30分 開会
午前10時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 委 員 柴田三乃

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	西川善浩
〃	吉村 始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
管財課長	倉田主税
保健福祉部長	森井敏英
社会福祉課長	山岡邦啓
〃 補佐	岡田陵子
教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則
教育総務課長	村田真也
〃 補佐	葛本康彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	巽 重 人

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第61号 葛城市手話言語条例を制定することについて

議第68号 工事請負契約の締結について (葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事)

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。今日ちょっと部屋が寒いんですけど、できるだけ簡潔にご答弁と質問もいただいて、早く終わりたいと思いますので、よろしくご協力お願いします。

今、やっぱり全国的に物価高ということで、いろいろな経済対策が出ております。先日、ちょっとこういう声を聞きまして、びっくりしたんですけども、年金のマクロ経済スライド方式というのがございまして、これまで物価が安くとも年金は据置きということであまり発動されてこられませんでした。ところが今回、物価高に応じて、そのマクロスライド方式で逆に何で上からへんのかとおっしゃっている方がいて、そういう考え方もあるんやなということのを思いました。今、内閣府で、全世代型社会保障構築会議ということで、給付と負担のバランスを取ることを盛んに議論されております。これがどういう形で我々の生活に影響するか分かりませんが、また、それぞれの委員も含めて、厚生文教常任委員会に関わることですので、動向を注視していただきたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

発言される際は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

ここで委員外議員の紹介をいたします。川村議員、増田議員、吉村議員、松林議員、西川議員。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、お手元のファイルにとじてある資料は委員会終了後に回収させていただきますので、ご承知おき願います。

初めに、議第61号、葛城市手話言語条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第61号、葛城市手話言語条例を制定することについて、提案理由の説明を申し上げます。議案書の14ページをご覧ください。

初めに、制定理由でございます。障がいにより耳の聞こえない方、いわゆるろう者の方のコミュニケーション手段として手話がございまして、この手話が言語であるということを障害者基本法、また、障害者の権利に関する条約等で位置づけられておりますが、まだまだ十分に浸透しているとは言えない中で、地域社会における手話への理解や、手話を使用しやすい環境の整備を更に進めることが必要となります。このことから、手話への理解を更に深め、

誰もが互いに尊重し、支え合い、安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、手話言語条例の概要でございます。手話は言語であるという認識に基づいて、市民にもっと手話の理解を深め、手話を普及させることを目指す理念的な条例となります。本条例の作成に当たりましては、当事者である葛城市聴力障害者協会の方、また、その関係者の方と話し合いにより作成し、去る8月1日から8月25日までの期間でパブリックコメントを実施させていただいております。本条例は、ろう者にとって手話がいかに大切なものであるかを強く伝えるため、前文を作成いたしました。

条例の目的としましては、第1条に、市民に手話への理解、普及を図り、全ての市民が共生できる地域社会を目指すこととしております。第2条以下の条文では、ろう者の定義、基本理念、市の責務、市民の役割、事業者の役割を定め、施策の推進というところで、大きな3つの施策として、手話の理解及び普及、手話による情報取得、手話による意思疎通支援に関する取り組みことを定めております。施行期日は令和5年4月1日とさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 皆さん、おはようございます。手話が必要な重度聴覚障がい者の方は、今、葛城市に何人おられて、それをフォローする市の職員の皆さんは何人おられるのか。一般質問したときには、市役所には週に2日来られるというようなお話がありましたけれども、市の職員としてその手話ができる方というのは何人かおられると思いますけど、どうでしょうか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 皆様、おはようございます。社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。まずは、葛城市内に聴覚障がい者の方の人数、どれだけいらっしゃるかというようなご質問であったかと思えます。まず、聴覚障がいの手帳を持っていらっしゃる方の人数ということでございますが、12月現在で156名いらっしゃいます。その中で、両耳が全ろう、いわゆる本当に耳が聞こえない方につきましては、大体こっこの統計で37名手帳を持っている方がいらっしゃるということでございます。

あと、窓口の聴覚障がい者の方の対応でございます。基本的に職員のほうでは、なかなか手話というところで、習熟しているものが、筆談等で対応はしているんですけども、市におきましては、毎週水曜日に新庄庁舎のほうで手話通訳者の設置をさせていただいております。それが水曜日が新庄庁舎で午後、當麻庁舎市民窓口課のほうで、金曜日の午後に毎週設置しているというところで、基本的に手話というところではそこで対応していただいているような形となっております。

以上でございます。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 その手話は、聴覚障がい者の方が市役所に来られて、対応される當麻庁舎と新庄庁舎で、週1日ですか、来られると。その人は、一応、会計年度任用職員か何か、正規の職員の方ですか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。今、来てもらっていただいているのはその事業自体を社会福祉協議会のほうに委託しておりまして、社会福祉協議会のほうから派遣というような形で、職に来ていただいているというような形で、今現在対応しております。以上でございます。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 じゃあ、もう3回目で、言いつ放しになりますけれども。156人葛城市で聴覚障がいをお持ちの方がおられたら、やっぱりいろんな市の施設に行かれることが多いと思うんですけども、それで、市でも手話教室というのはやっておられると思いますけれども、これから市の職員の皆さん、あるいは市民の皆さんに手話を覚えてもらって、聴覚障がいの方にお役に立てるようにすると、そういうことをちょっと力を入れてもらいたいという気持ちがあります。それは要望で言うておきます。以上です。

奥本委員長 ただいまの坂本委員の質問で、ちょっと私のほうから補足の質問をさせていただきます。毎週水曜日、これが新庄庁舎、それから金曜日が當麻庁舎、どちらも午後からということで、手話の通訳者が配置されているということですが、この情報というのは、現在市内156名いらっしゃる方は全てご存じなんでしょうかね。要するにこの日を狙って、何か役所対応をしたいときはこの日に行かれるという、もうご存じだということでしょうか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 この事業に関しましては、かなり以前からやっておりまして、あと聴覚障がい、手帳を持たれている方は156名という形でお話ししたんですけども、実際、手話をお使いいただいている方というのは、こちら、大体10名程度の方になっております。その方はもう以前からこの曜日というところで固定で知っていただいております。また、窓口のほうにも手話通訳者はこの日に設置しておりますというような形で広報も掲げておりますので、皆さん必要な方は知っていただいているような形であるというようなことで考えております。以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。ほかに質疑ありませんか。
杉本委員。

杉本委員 書いている内容を読ませていただいて、そのとおりでございますけれども、これから手話のことについて市がいろいろ頑張っていきたいと思いますという全体的なお話やと思うんですけども、これからさらに何か取組されることとか何か考えておられる、今、教室とか等々でもあると思うんですけど、さらにこういうことを取り組んでいくみたいなビジョンがあるのか、それをちょっと教えていただきたいです。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。先ほど坂本委員のほうからもお話いただきましたように、手話、まず、みんなが本当は話せたらいいんですけど、まずは手話というのを知っていたくというところから始めていけたらなと思っております。その中で具体的などころに関しましては、市役所職員というところの研修の一環としてまずはこれを取り入れていくということを考えておるところと、あと、今、当事者の方とのいろいろ話合いの中で、子どもたちに手話を知ってもらえたらなというところの話が出ておまして、その辺を学校と今、お話しさせていただきまして、具体的にはまだどういう形というのは決まってないんですけども、いろいろ相談しながら、子どもたちに広めれるような形で進めていけたらと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 よろしいですか。また今の関連で教育長、ちょっとお伺いしたいんですけど、以前うちの子どもが小学生のときに、そのクラスだけだったかもしれません。手話の勉強をやっていたんです、担任の先生が教えていらっしゃって。実際、そういう、やっている学校もほかにもあるってちらっと聞いたことあるんですけど、現状、市内の学校ではその辺の手話に対する教育というのはどんな状況なんでしょうか。

椿本教育長。

椿本教育長 手話につきましては言語の一つであるということで、奈良県のほうでも条例も制定されて進められていると思うんですけども、学校教育の中でも、今、委員長おっしゃっていただいたように、総合的な学習の時間であったり、また、道徳であったりということで、各学校の状況に応じて取り組んでいる学校はあります。先ほど課長の答弁にもありましたように、今後一層理解と普及を進めるということで、先日も校長会にも来ていただいて、各学校で、より一層市としても進めていくということで情報共有をさせていただいたところでございます。

以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。ほかに質疑ございませんか。

西井委員。

西井委員 この対象者が156人中、手話自体、その対象者が理解されている方がどれくらいおられるのかな。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。ただいまの質問でございます。

手話をお使いいただく方については、基本的に先天性といいますか、もともとやっぱ聞こえない方が、コミュニケーションツールのために手話をお使いになられるというケースがほとんどになってくるかと思うんですけども、それが、先ほど申し上げました10名ぐらいの方が、聴覚障がいの方で手話を使われるような方の人数になってきているかと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 確かに手話自体もいろいろ必要やから条例をつくるという話やけど、実際その対象者が理解できるように、まずそれが最初違うのかな。今さっき、今、教育長言われたように、学校でも手話の勉強さすねと言われてるけど、対象者自身が理解できやんかったら、そやから、宣伝していただくの効果であって、実際対象者がその効果を、恩恵を受けられない可能性が高いような条例になるのと違うかなと。確かに今の時代、いろんな障がい者について、やはりいろいろ人権の問題として恩恵を受けねばならない時代になってきているけど、ただ、この条例がつくられるということ自体は理解はできるけど、条例をつくるより先に、この条例をつくった中で、施策の中で一生懸命、その方々が困るとるから、やったらええけど、手話自体一生懸命やってもそういう理解する人が少なくて、ほんでこんな子どもに勉強さすねとか、一般市民に全体的に理解できるようにするための条例やと。ちょっと順番おかしいのと違うかなと。俺は条例自体は、確かにこれからの時代必要やけど、順番的にはそういうふうな施策をしていって、施策では足らんから条例すんねというのが順番やと思うねけど。ただ俺、条例自体に反対する気持ちはないで、はっきり言って。PRだけの条例やったらそんなもん必要ないやん。そういう形で見たら、ただ単なるPRかいなと。うちの市は先進的にやっていますというPRのための条例かなというような感覚するから、もっとこれが、手話できる人を増やして、ほかの市町村にも手話を会議中にしてもらいたいなという市町村に先進的にやっていくねというだけの形の中で、努力すると。だけど、その辺ではそういう方々を、葛城市だけと違ってほかの市町村にも普及させるために努力すんねという条例の中で、その考え方やったら合うけど、何かこれ、今聞いてたら、手話自体、理解できる方が、対象者がそんなにないのに、ほんで、そういうふうにするねという、何か順番が間違っているというか。ただ、これからの時代は、はっきり言って手話も、またはいろんな障がい者に対する施策は十分にしていく必要性はあると思いますけど、ちょっとその辺が理解がしにくいと。もうちょっと地に足を着けたような形の中でやってもらいたいなと。もう答弁結構ですよって、ただその辺の順番の指摘ではおかしいなと思っております。

奥本委員長 今、西井委員ご指摘いただきましたけども、これ、手話言語条例の中の第6条のところにある、ろう者が利用しやすいサービスを提供しというところの具体事例が明示されていないということが1つ、理由かなと思いますので、今、ご答弁要らないっておっしゃっていました。この辺、ちょっとご説明いただけたらと思います。

阿古市長。

阿古市長 条例の内容ではなくて、今回この条例を設置するに当たっての考え方を申し上げたいと思います。

手話に関しましては、条例があろうがなかろうが取り組んでくるというのはもう当たり前でございまして、従前から取り組んでるわけでございます。このタイミングでこの条例を設置するに当たって、いろいろとこれ、数年実は検証しております。条例をつくるということは、何か更にその取組を進めることがあるのかなのかということやと考えております。その中で、条例を設置するに当たって、次年度からは予算づけをした中での研修をまずやりましょうということを確認に話した上での条例設置になっております。ですので、この条例

は確かに葛城市の条例ではございますが、対象者といたしましては、葛城市だけではないという思いがございます。日本全国に手話しか使えない方々がおられます。そういう人たちを対象とした取組であると認識をしております。決してアピールのための条例ではないということをご理解いただきたいと思います。確かに、人口割合でどれぐらいであるとかいうような議論がありますが、やはり弱者に対して行政は何ができるのかという1つの取組であるとうご理解いただけたら結構やと思います。施策等につきましては、何か明記があるのかどうか事務方で説明させたいと思います。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ご指摘ありがとうございます。聴覚障がい者の方の施策というところで1つご紹介させていただきますと、手話奉仕員の養成講座というもの、これもかなり以前からやっております、いつも議員にもご参加いただいているんですけども、2年サイクルで講座を開催しております、この講座を受けていただいた方、手話はもう日常レベルの手話を使えるというようなところで、何とか頑張っていたいただいているところでございます。そういう形で、市としても手話を使えるような方を市内にたくさんしていただくような形で、この条例も含めて、進めてまいりたいと考えております。その辺は一生懸命取り組みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この条例が出てきたということは、私は本当に歓迎をしたところであります。このタイミングで出していただいて本当に喜んでます。先ほどちょっとある委員からございましたけども、ろう者の方が手話を分からなかったらというお話がございましたけども、昔は、ろう学校で手話というものを教えない時代があったようでございますけど、今はもう完全に、手話で学んでおられるので、対象の方が手話を分からないということはあまり考えないほうがいいのかなと思います。ただその方だけらが分かって、対応する市役所でいうと職員の皆さん、また、市民の方々が分からないとなれば、コミュニケーション、言語にならないわけで、そこに力を入れていくと。今、阿古市長の話もございましたように、当然の話であって、そのように頑張っていたきたい。

質問ということでお話をさせてもらって、私も歓迎をしているという冒頭の言葉から始まったわけでございますけども、ただ、条例というものを、阿古市長はあろうとなかろうと今までやってきたと、こういうことでございますけど、この条例は、奈良県下に12市ありますけども、条例の制定は12市の中で一番遅いわけですよ。遅いからあかんというのは、私はそういう指摘はすることもないです。ちゃんと立派なものをしていただけたら、それはそんでいいんですけども、やっぱり先進で最初に条例を制定したところはいろいろ勉強されたやろう。12番目やから、市だけでいうと。ある程度よそも聞きながら、どんなことやってまんねんとか、各市町村に聞いて、条例というものを制定されたであろうかと思えます。

ここでせっかくの機会でございますので、先に条例を制定されている各市がたくさんある

中で、どういうことをやっておられるのか、今、課長の話によると、まず市職員が手話はあ
る程度理解できるように学習すんねんというのと、子どもたちに、これはいいことだと思
いますけども、2つのことを具体的にはおっしゃったと思います。これをつくるときに、各市
とも連絡を取って参考にされたやろうと思うんですけど、その辺のことがあれば、少しご紹
介いただけたらなと。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。ただいまの質問でございます。

まずは手話の普及ということに関しては、この手話教室といいますか、講座といいますか、
そこがやっぱり一番メインに、どこも考えているところかなと思っております。あとは広報
等で今まだ考えているところなんですけども、例えば定期的に、手話、これは挨拶ですよ、
ありがとうとか、そういうところを広報等で載せさせていただいて、いろんな形で周知でき
るようなところをいろいろ模索していきたいなというところで考えております。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 条例をまずつくって、これから力を入れていくんだということをお願いしておきたいと
思います。

1つ目に聞くのを忘れたんですけども、この条例の第7条第2項だけ、確認だけしておき
たいと思います。第2項のところで、市はこの推進に当たっては、ろう者の方、その他の関
係者と協議の場を設けるものとする、あえてこの文章がちょっと目についたんですけども、
これについてだけ、これももう確認程度でいいです。ろう者の方と話をしているというだけ
でなく、関係団体、関係団体何やねんというのと、どういう形でお話をしていくと、その辺
だけお答えいただいといたら結構でございます。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしく願いいたします。

ただいまの質問でございます。ろう者、その他の関係者との協議の場というところで、こ
の条例を進めるに当たっても、当然、当事者の方とか、関係者の方とか、お話しさせていただ
いた中で、今後もこの施策を推進するに当たっては、やはりろう者の方のお力をお借り
して、いろいろ当事者の視線からといいますか、いろんな立場からお話を聞かせていただい
て、それを施策に反映させていこうと思っております。そういう形で載せさせておりますの
で、例えば今の学校との話を進めるに当たっても、当然当事者の方と、こういう形で進めて
いこうというような話をしながら、施策を進めてまいろうと思っておりますので、そういう
形で、協議ということで載せさせていただいております。

以上でございます。

奥本委員長 山岡課長、今、ご質問では、当事者じゃなくて関係者はどういう団体がいるかというこ
とだったので、そこの答弁をお願いします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 答弁漏れしておりました。当事者の方、関係者のボランティア団体の方がいらっ

しゃいまして、サポートされている方といいますか、基本的にボランティア団体の方という形になってくるかと思えます。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 それでは、手話でちょっとご紹介したいと思います。

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

奥本委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私も関連で、藤井本委員がちょっと取り上げた、第7条第2項。私はこういう規定が入ったのはすばらしいなと思っております。当事者の方に参加していただいて、いろんな施策の推進にアドバイスを受けるということなんですが、この協議の場というのはあるんですけども、これは常設のような形で持たれるのか、何か施策をやるときにその都度集められるのか、どういうことを考えておられるのかちょっとお聞きします。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。協議の場といいますか、これからいろいろ相談させていただきますので、まず当面は、結構会議の場というのは多くなるかなと。いろんな各所と相談させていただいたことを、ここでこうなっているよというようなことがありますので、不定期な形で、ちょっとその施策がきっちり進めていくまでは、いろんなお話し合いというのは持っていかないと考えております。その後、基本的にはもういろいろご相談させていただいてということで、進めておりますのは、特に年に1回とかそういうことではなく、必要に応じて協議の場を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。よろしく願いします。

あと意見ですけれども、私は以前ろう学校を訪問したときに、子どもたちはもう全て読唇というか、唇を見て大体もう全て意思疎通できるんですね。私、そのとき、つい、これだったら、私自身は手話は要らないかなと。ちゃんと目を見て、ちゃんと話したらいけるんかなと思っていました。ところが、今回、手話言語条例が出されたので、改めて興味を持っていろいろ調べますと、やはりろう者の方も、ちょっと手話で、先ほど藤井本委員がやられたように、挨拶を手話をされると、もう急にそこから距離が近くなって親しくなると。だからそういう意味でも、ちょっとした手話を覚えるが大事かなと。私も、知り合いの人に、自己紹介ぐらいはということで、自己紹介だけ。

この自己紹介だけは覚えたんです。これだけでも、相手方と、理解ある方だなということが言えるような。それと私が思ったのは、私の年代になりますと、知人、友人にも耳が遠くなってくる人がおるんです。全く聞こえなくなってくる人もおられますので、例えば先ほど西井委員のおっしゃったこともそうだと思うんですけれども、生まれながら先天的にろう者であったら、読唇もできるし、手話もできるんですけど、高齢者になって、聴覚を失われた方

でも、日常生活で手話に対する抵抗がなかったら、家族関係も比較的穏やかにいくんかなど。耳が聞こえないから、何かどなり合いになったり、いらいらされたり、いろんなことが起こることがあるんですね。だから、そういう意味でも手話が広く認知されて、一般の方も使えるようになって、敷居が低くなるのは非常に大事だし、そういう意味で、我々議員もちよっとした挨拶ぐらい、藤井本委員は本当にもうずっと、定期的に市がやっておられる養成講座に通われて、すごいレベルだと思うんですけど、私はそんなに、ずっと通い続けることが苦手なので、でも簡単なことだけでも皆さん一緒に覚えていけるようなことになれば、手話言語条例をきっかけに葛城市がそういうふうなまちになったらと思いますので、よろしくお願ひします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第68号、工事請負契約の締結について、これは葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事を議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 おはようございます。教育部の西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました、議第68号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事の請負契約の締結についてでございます。本工事につきましては、白鳳中学校の南棟校舎の長寿命化改修を目的とし、工事をしようとするものでございます。工事の発注につきましては、本年11月17日に一般競争入札を実施した結果、5者が応札し、株式会社米杉建設が落札しましたので、契約金額、3億8,293万2,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。詳細につきましては、担当より配付の資料に基づき説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、資料に基づきまして内容の説明をさせていただきたいと思います。先ほど部長から説明がありましたように、1ページ目、入札結果公表書に入札結果が記載されております。申し上げましたように、株式会社米杉建設が落札いたしております。それに基づきまして、2ページ、建設工事請負契約を結んでおります。3ページに移っていただきまして、そちらに工事概要を記載させていただいております。本工事につきましては、葛城市学校施設長寿命化計画に基づきまして、2か年度事業として、白鳳中学校南棟の改修を行うものでございます。当該建物は昭和48年度に建築されて以降、平成3年度に大規模改造工事等を実施しておるものでございますが、建物内外ともに劣化が進んでいることから、建物の長寿化を目的として改修工事を実施するものでございます。主な工事の内容といたしましては、外壁改修、建具改修、職員室の配置変更、教室の用途変更を伴います内装改修、照明のLED化を伴います電気設備改修、空調設備の更新を伴います機械設備改修、トイレの洋式化、床の乾式化となっております。めくっていただきまして、4ページ、そちらに配置図をご用意しております。上の方のハッチをかけさせていただいているところが工事対象範囲の南棟となっております。

続きまして、5ページ、A4横の資料でございますが、工事箇所の写真をつけさせていただいております。上段左側に、南棟の南から見た全景を示しております。その右側に、その玄関付近、下段の方では、南棟の北面、西側から見たところと、昇降口棟、ちょっと左側になりますが、そちらに写っております。右側には、南棟の北面の東側から撮った写真をつけております。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 ちょっと基礎的なところを教えてくださいなんですけども、こういう学校の中で、これ一般競争入札とおっしゃった、一般競争入札ですやろ。入札結果公表書のところの9番は、指名業者となっているじゃないですか。これも、基本的に私、一般競争入札で、ここに指名業者と、こういう記載があること自体には、説明をちょっと求めておきたいというのが1つ。

あともう一つは、多分答えは大体見えてはきているんですけども、ここで辞退というのがよくあるじゃないですか、これのみならず。辞退されるときというのは何か辞退の理由をつけた、辞退をしますという辞退の申込書、文書でいただくんですか。そのときこの辞退されるとき理由とか、どういうものがあるのかなというのを教えて、把握されているのかな。ただもうけえへんかったら辞退やねんというものであれば、それはそれでご答弁いただければいいわけで、ちょっとこの辺をご説明いただきたいです。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

藤井本委員ご質問の件ですが、こちらにつきましては一般競争入札、ご指摘のようにさせ

いただいております。こちらにつきましては、一般競争入札になりますので、管財課のほうでさせていただいて、対応いただいております。

入札結果公表書の指名業者という記載ですが、そこは、様式上そういうふうになっているものかなどこちらでは認識しております。あと、辞退理由とかにつきましては、そこまではこちらのほうには聞けない状況でございます。

奥本委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時12分

奥本委員長 会議を再開いたします。

管財課、倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

入札結果公表書の9番の指名業者になっているという点でございますが、これは正式には参加業者というふうを示すところ、指名業者というふうに誤って記載しておりまして、これは誤りでございますので、大変申し訳ございません。あと、辞退届の辞退理由といたしましては、紙で辞退届を出していただいている業者につきましては、技術者が足りないとか、そういう理由を書いていただいておりますけれども、電子入札の中身のほうで、システム上で辞退をされる場合については辞退理由を書く欄がございませんので、そういう中身については、ちょっと詳細が分からないというふうになっております。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 倉田課長ありがとうございます。指名業者を変更していただくと。それはそれでいいです。

また分からん、今の説明を聞くと、紙で出される方には理由をつけさせて、電子入札に辞退の理由を書かせないというこの差があること自体、私は理解しにくいんですけども、そこには何があるのか。何で紙と電子入札の場合の辞退届の様式が違うのと思うんですけども、教えてください。

奥本委員長 管財課、倉田課長。

倉田管財課長 管財課、倉田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの藤井本委員に対する答弁でございます。辞退届の様式につきましては、一切決められた様式という定めがございませんので、業者が任意で作成することになっておりまして、そこに理由を書く業者と書かない業者と、それぞれあります。電子入札につきましては、基本的にはイエス・ノーみたいな形になっておりますので、様式を記すところがないというのが現状でございます。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 文書で出される方は任意やということですね。もう聞けないですけども、だから、任意やから出されない場合もあるということも聞きたかったですけども、どなたか聞いていただ

けたら。電子入札の場合は、そういう欄がないと。こういうことですね。もしどなたか聞いていただけるんやったら、割合とかを聞いていただけたら、もう私、これで終わりですので、電子入札と、それぐらいの。

奥本委員長 内容ですね。質問を許可しますので、回答をお願いします。

倉田課長。

倉田管財課長 辞退につきましては、3者辞退しております、今回につきましては、紙で出されたところが3者でございます。ですので、電子入札で、今回、辞退ということではなくて、事前に紙で辞退をされているというのが現状でございます。特に様式に定めがないので、都合により辞退する、工事の技術者が足りないので辞退する、それからもう1通も、都合により辞退するという理由になっております。

以上でございます。

奥本委員長 よろしいですか。ちょっと確認だけさせてください。先ほど、この様式のところで、誤りということで、これ様式第3号というので、公文書なんですよ。公文書が今までずっと、いつからか分かりませんが、この間違いのまま来てたんですか。そこだけ確認させてください。要するに、この案件に限らず、ほかのやつも全てこの様式を使っているのであれば、この9. 指名業者という表記だということですよ。

倉田課長。

倉田管財課長 様式として定められている部分でございますが、これは指名競争入札の場合はここに、指名業者と入れまして、一般競争入札の場合は、参加業者というふうには運営はしてきているのでございますが、今回につきましては、指名業者というまま、この様式を使ってしまいましたので、その辺は過去の方もちょっと確認が必要かとは思いますが。

奥本委員長 重ねてちょっと確認させてください。様式第3号というのは、この指名業者という欄は空白なんですか。その都度都度こう入れていらっしゃるということですか。この様式というのは項目のところは入っているものだと我々、普通では理解するんですけども、一般と指名では違うというのであればこの様式第3号という書式は一緒に、そこは空白のまま、その都度これを入力して作っているということではないんですか。

倉田管財課長 申し訳ございません。ちょっと確認してみないと、この様式がもともと入っているものかどうかというのが今定かではございませんので、後ほど回答させていただきます。

奥本委員長 また報告いただけるということですね。総務建設常任委員会のほうでも入札のことに對していろいろ取り上げられております。その辺の細かなところという、いうまでもなく、やはり入札という大事な契約行為ですので、契約行為につながる場所ですので、その辺り、きっちりきっちりやっぱりチェックしていただかないと、チェックというか、これが間違ってたで済むんかという話です。そこところは、どこがチェックするか、担当の部課でやっぱりやっぱり、最終的に管財課でチェックするのであれば、そこところはやっぱり、文言の間違いでしたと済むようなことじゃないと思います。その積み重ねがいろいろ問題につながっている可能性もありますので、そこははっきりまた報告をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 工事の中身に入らせてもらって、図面もらっているこれ、上から見た図なんですけど、上から下まで全部やるということやと思うんですけども、結構大がかりやと思うんですけど、来年の10月までの事業期間となっているんですけども、白鳳中学校の前の道路等々も決して広いとは言えないと思うんですけども、これ、改修工事等やねんやったらいつも聞いていることなんですけども、授業中とかを避けてうまいことできんのかなという、何か、どういう順番でどういうふうにやっていくんか。例えばこれも全部一気にやるわけじゃないような気もするんですけど、授業中にもうがんがんがんやられても困るというのは毎回僕、言っている話なんですけども、そういうもうちょっと具体的な、こういうふうにやっていきますみたいな、ちょっと教えていただけたらなと思うんです。だから、来年の10月まで、どれぐらいかかるもんなんかあんまり分からないので、その辺もうちょっと詳細をお願いします。

奥本委員長 授業への影響と、工事の段取りがどうなっているかということ。

杉本委員 あと、どれぐらいの時間で。

奥本委員長 どれぐらいの時間でということですか。

村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

杉本委員のご質問でございます。工事の具体でございますが、いながらの工事になりますので、工事期間中はどうしても、そういうような振動、生じることにはなると思います。ただ、学校生活の影響をできるだけ抑えられるように、工事の打合せ等で、工程と学校運営の調整を行いながら、工事のほうをさせていただきたいと思ひます。実際の工程につきましては、議決をいただいてから、請負業者と詳細を調整していくこととなりますので、具体的にはちょっと今、申し上げれないんですけども、特に、内装工事とかにつきましては、学校活動中の生徒、教職員の動線と工事エリアを可能な限り分離できるように区切って工事を進めていきたいというふうにご考へております。また、工事の車両につきましても、当然、ちょっとご指摘のように、道が狭い部分になりますので、もちろん通学時間帯は避けて、できるだけ、もちろん安全に配慮しながら工事のほう進めてまいりたいというふうにご考へております。以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 この段階ではあまりまだ決まってないんですけど、いつも言っていることなんで、できるだけ休みの期間にやっていただくと。これいつもやっていただけてると思うんで、お願ひしたいのと、ちょっと僕、あまり詳しくないんですけど、これ、北のほうの建物は大丈夫なんですか。そこ、下側だけこの図面があつて、やるとなっているんですけども、上のほう、北のほうは、大丈夫なんですか。何か改修されているんですか。ちょっと僕、ここを見てないので微妙に分らないんですけど、今。なぜここだけやって北をやらないのかというのとはちょっと分らないんですけど。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 北棟の部分についての部分でございますが、そちらについても今後改修は必要と

は考えていますが、順番にやって、もちろん、いながらの工事になりますので、学校運営に配慮しながらの工事になります。古いところ、必要なところから順番にさせていただくという事で、今回は南棟をさせていただくというふうに考えております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 また、ほんたら、後日というか、まだ時期を見て北もやるという話なんですね。分かりました。了解です。

奥本委員長 ほかに質疑ございませんか。

西井委員。

西井委員 いつも思いますねけど、工事発注するけど、これ、議決要る金額になるよって。これ、特AになるのかAになるのか知らんねんけどな。一発で業者で入札するいうの、確かに便利やろうけど、地元業者育成ということはいろんな工事されているのに、何か考えられているように感じへんねんな。やはり地元業者自体が、やはり行政の仕事に入ることによって、災害やいろんなことが起こったときに気軽に協力してもらえると。しかし、ここしばらくずっと見てたら、全部もう何かよその業者が悪いとかいうのと違って、やはり地元業者の育成ということを行政としてどないに考えてるんか。できればこの工事でも、面倒くさいけど、分離して、葛城市内の業者にでも仕事を与えるようにすることによって、やはり、いざ何かのときに、その業者がいろいろ協力してもらえるとというふうなことが多々あると思います。

しかしながら、これずっといろいろな工事見てたら、全部一発で、當麻庁舎のこぼちにしても、もう一発。もうちょっと細かく分けたら、地元業者に仕事を与えられる可能性が十分ある工事が、新庄の学童保育所、あれでも見にいったら一発。一発で何で机まで補正出すんやと。机なんかそんな業者に発注せんでもよかったのと違うの。ほんたら、そういう機の販売している業者も、市内にある。市内の業者を育成するようなこと自体考えてないように感じるんやな。もっとやっぱり市内の業者を育成支援することによって、市と建設業者、またいろんな業者とのつながりがあるって、いろいろ助け合いされるけども、こんな市外の業者ばかりになってきたら、協力してもらうことがやはり希薄になってしまうと。建設関係でも、東北の地震でも、業者が衰退して、いろんな重機やいろんなものが不足してきたと。最終的にはどこが困るいうて、何かしたいときにはやれないと。そういうことをやはりこんなん、入札規程で、一発でしてもうたら、確かに設計がいろんな楽であろうと、やはりもうちょっと市内の業者も育成するという考え方を持たんかったら、いずれ、市内の業者が衰退するないしは、行政とのつながりをやめていくというふうになってくるんじゃないかと。多分この工事でも推測ですけど、分離したら、市内の何区分になるんか知らんけど、Cなり何なりを言われている区分での仕事でもあるんやないかと。こんな一発な形にしたら、その業者が全部仕事がないと。工事自体は大きな工事も含めて発注してるけど、それがないと。市内業者を育成するということをもっと考えてほしいなど。これ、言いつ放しではあれやけど、市長ないしは副市長、どのようにその辺について考えられてるか、それだけ答えてもらいたいと思います。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 市内業者育成の観点で、もちろん市内業者育成はしないといけないと思っております。

なのでできるだけ分けれるんだったら分けるという発想ももちろんあります。分けたときの課題は何かというと、金額が一発よりは高くなる可能性が大いにあるというのが1点。あと、分けることによって、どちらかが落ちなかった場合には工期が随分ずれますので、工期をどのように確保するのか。なので、もう最初の段階から、1回は落ちなくてもしようがないというようなスケジュールを数か月膨らまして、工期を組む事業でもできるのか、それとも、急がないといけない事業なのかなどなど考えた上で、分離発注するかどうか、もしくは一括発注をするかどうかという、また、市内業者にどれだけ育成できるのか、市内業者にやっていただくのがそれが一番いいので、むしろ一括発注で市内業者に当てていただければ一番いいのはそれはいいとは思いますが、それはなかなか現実的に難しいというところで、そこら辺のバランスは取らないといけないなというものがあります。ですので、我々として、絶対に一括発注しないといけないという観点を持っているわけではなく、市内業者の育成をできるかどうかという観点も踏まえながら、あと工期の関係と金額の関係で、どれだけ折衷案がどれなのかというのを考えながらやっているようなところでございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 確かに工期やいろんな問題、また業者間のバランスの問題もあると、それは理解しておりますけど、できるだけ地元業者にも、やはりいざというときに、業者が、市内業者がおらないというふうなことになるように、ちょっとできるだけ配慮した中で考えてもらいたいと思っております、要望だけ申し上げておきます。

奥本委員長 今、西井委員の方から、地元業者育成に対して質問が出まして、副市長からお答えいただきましたけど、これもこの委員会だけじゃなくて、総務建設常任委員会のほうが、どちらかと所管に近いかなと思っておりますけども、過去の一般質問でも、いろんな議員の方がこの辺の質問もされております。副市長おっしゃるような何がいいかというのは、それだけの、基準というのをどこに持っていかによっても変わるし、おっしゃるように金額と工期の問題というのは大きく影響するということもよく分かりました。その辺り、線引き非常に難しいところですけども、こういう、今回はこういう理由で、こういう一括発注していますとかいうようなところがお示しいただければ、ある程度、議会のほうも理解できるのかなというところだと思いますので、その辺り、また、ご説明いただけるのであれば対応をお願いしたいと思います。これは私からのお願いです。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと西井委員から出たから、ついでに僕も前、一般質問でやったんですけど、この入札自体はこの一発いった、その後ですよ。ここから下請やら孫請やらに行くわけじゃないですか。僕、前言っていたのはそこを、この大きい工事はできるできひんとかいろんなことがあって、今の話で理解できましたけども、その後、小さい工事が、葛城市の方々、できる方いっぱいおるんじゃないんですかという話を僕、前させてもらったと思うんです。ここに關しては僕、先ほどのお話は理解できましたけども、その後の動きですよ。僕、これは前

言っていたはずなので、どこかにも一文入れていただいている、そこをちょっと説明していただきたいと思います。

奥本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

先ほどの杉本委員のご答弁でございますが、入札のときに、下請業者のお願いというのを一文入れておまして、この入札の結果の後、この業者の資格の確認のときに、相手様の営業担当の方とも接見しております。そのときにも、最後に、下請業者の市内の優先、考慮についてはお願いをしておりますので、以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 やっていただいて、その後ですよ。これから、それで地元業者をどれぐらい使われていくというのは、それこそ地元業者の努力もあると思うんですけども、その辺ちょっとまた、今度、どれぐらいの、前はほんまに九十何社のうち1社が葛城市の業者とかいうて、そういうことのないように、そこはできるだけ努力していただくようお願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員おっしゃること、前々からこういうふうにおっしゃっていて、市のほうもその後、下請業者のお願いというのを入れていらっしゃることですけど、基本この辺りというのは民々の営業のことになりますので、あまり行政がそこまで介入すると、また、別の問題につながりかねませんので、これもバランスが難しいところだと思います。やはり入札というのはやっぱり、公平性、公明性というのが優先される場所なので、そういうところの変なところに行かないようにだけはちょっと配慮が必要かなと思います。その辺り分かっていると思うので、また、そういうのも勘案しての上で、議会からこういう意見があるということを対応していただいていると理解いたしました。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 工事の内容について少しお伺いします。資料の3ページですけれども、事業概要というところでは。

1つ目は、外壁改修というふうにあります。写真もつけていただいています。この写真のほうの5ページ、白鳳中学校正面玄関の入り口がちょっとしたモニュメントのような形で、非常に印象的な入り口になっております。例えばこういう外壁改修で、どこまで変わるのかというところ、外観がすっかり変わるのか、それともこういうのをちょっとやっぱり残す、あるいは全く新しいものにする、この外壁改修について、外の見栄えがどう変わっていくのかということについて、1点質問します。

それから2つ目は、また3ページに戻りますけれども、事業概要のところ、職員室の配置変更及び教室の用途変更とあります。これ、職員室の配置を変えるのはなぜなのか、それから教室の用途を変更するというのは、どういう教室をどういう教室に変更するということをしてしようとしているのか、この点についてちょっとお伺いします。職員室は引っ越しは、工事期間中は引っ越しされるのは当然なんですけど、元に戻ることはないということですね。

ほかの部屋になるということだろうと思うんです。その理由がどういうことなのか、この3点お願いします。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いいたします。

谷原副委員長ご質問の件です。外壁については、玄関付近含めて、基本的には同様、変更がないような形で改修を考えております。2番目の職員室及び教室のほうなんですけども、職員室のほうは、隣に今、校長室があるんですけども、校長室が若干広目に配置されています。職員室が逆にちょっと手狭な形になっていますので、ちょっとその配置、校長室寄りに職員室を広げるという配置変更を考えております。教室の用途変更なんですけども、そちらにつきましては、主なところでは、コンピューター室を第2音楽室、LL教室を談話室、こちらは誰もが使えるようなオープンスペース的な使い方を想定した談話室というふうに用途を変更するというのを考えております。

簡単ですが、以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。用途変更のほうは教育内容に、いろいろ変化していきますから、コンピューター教室も、今はiPadだから要らないと。それからLL教室も、これはちょっと聞いておきたいんです。LL教室も昔の機材ですから、これはなかなか使いにくいんだろうと思うんですけども、こういうのもiPadなんかでできるようになっているんですか。そこら辺お聞きしてと思います。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 LL教室につきましても、昔の機材で使うというよりは、今の1人1台タブレットのほうで、イヤホンをつけて個別に発音を聞いたりとか、また、自分で発音したりというふうな活用方法を今、しておりますので、改修を今、させていただくということでございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。LL教室はもう時代に合わないということで、これを談話室というふうなことで本当に生徒の方々が使える空間にさせていただけるということで、ありがとうございます。

以上です。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。これで本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

川村議員。

川村議員 長時間にわたりまして、委員の皆様、大変ご苦勞さまでございました。議第61号の葛城市手話言語条例の制定、今回、ご議論いただいたわけですが、過去においても手話に関わる奉仕員の人材不足ということ、ずっと数年にわたって、予算特別委員会等で私も質疑を重ねてきたところでございます。今回、葛城市の予算もまた考えていただくという前向きな答弁をいただきまして、奉仕員の拡大ということを更に進めていただけたことにつきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。この手話言語条例が、委員からも出ましたけれども、決してPRということではなくて、市民、そして関係者、そして本人共々、共生していくという社会の実現の中で、一步一步前進したことだというふうに私は考えております。ありがとうございました。こういうことが進んだということに対して、一言御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田議員。

増田議員 ご苦勞さんでございます。

まず、手話言語条例に関してですが、私、この資料を見てたら、第10条に、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めると、こういうふうに記載をされております。先ほどからの質問聞いてたら、これに値するのかなということで、ちょっと裏のほうで担当の方に、別に定めているんですかと聞いたんですけども、いや、ないとおっしゃっているので、具体的な取組については、やっぱりこの条例に基づいて、第10条の項目に基づいて、具体的な対策等々を定めておいていただいたらいかなもんなかなというふうに感じました。

2点目、入札に関してでございます。これ、やっぱり総務建設常任委員会の案件とも絡みますので、この様式第3号についてでございますけれども、私はほかの入札結果もネットでちょっと見てたんです。するとやっぱりこの様式第3号というのは、この様式の中には指名業者というふうに、様式上になっておって、これを参加業者というふうに書き換えている公表書というのは見当たりませんでした。私、一般競争入札の場合に、この指名という部分が参加業者というふうに記載をするべきであるとすれば、様式別に、これ、様式第3号、例えば、(指名入札用)とか、(一般競争入札用)とかという、別の様式をつくって、9の業者のところの記載を参加業者と指名業者と別に様式をつくっていただくということにするべきであんなもんなかなというふうに感じましたので、ご検討よろしくお願い申し上げます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、いろいろご審議ありがとうございました。今日は2つの案件でしたけども、非常に重要な内容でしたので、非常にいいご意見いただきました。どうもありがとうございます。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史